intloop

第18回 定時株主総会
招集ご通知



開催日時
2022年10月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

開催場所
東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー９Ｆ
ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンターRoom Ⅰ

議案

- 第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第２号議案　定款一部変更の件
- 第３号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件
- 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

INTLOOP株式会社
証券コード：9556

株主の皆様へ

当期は、売上・利益ともに計画を上回り、過去最高を更新。10期連続の増収を達成出来ました。現状に留まらず今後も引き続き業容の拡大に注力して参ります。

INTLOOP株式会社は、2022年７月８日に東京証券取引所グロース市場に上場致しました。

謹んで株主の皆様にご報告させて頂くとともに、これまでのご支援とご高配に、心より感謝申し上げます。

INTLOOPは、2005年の創業以来、「クライアントとビジネスパートナーのデジタル課題をワンストップで解決する人材と情報の社会基盤となる」という目標を掲げ、全社員が一丸となり、「『専門知識や高いスキルを有するプロ人材』『パートナーとの協業で獲得したデジタルの知見』『事業会社としての経験を生かしたデリバリー事業』を組み合わせ、お客様にとって最適な課題解決とビジネスパートナーの成長を支援する」事をミッションとして追及して参りました。

足元におきましては、ベースとなるコンサルティングはもちろん、テクノロジー分野でのソリューション開発やマーケティングの知見を生かしたWEBサービスやPMO、転職支援サービスと、様々な領域で事業領域を拡大することが出来ました。

お客様のビジネス課題に対し、全てのレイヤーで多様なニーズに応えられる点、また、コンサルティングファームでありながら、自ら事業創造を行う事業会社であるという現在の立ち位置は、他にはない当社の大きな強みです。

今後も、INTLOOPは、自らが成長のシンボルとして事業を変容、創造し続けるとともに、人と企業、そして日本社会の価値を最大化して参ります。

株主、投資家の皆様には、今後のINTLOOPにご期待頂き、長期にわたるご支援を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。



2022年10月13日
INTLOOP株式会社
代表取締役　林　博文

証券コード9556
2022年10月13日

株主各位

東京都港区赤坂２丁目９番11号
ＩＮＴＬＯＯＰ株式会社
代表取締役　林　　博　文

第18回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使する事が出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年10月27日（木曜日）午後７時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　時　2022年10月28日（金曜日）　午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場　所　東京都港区六本木三丁目２番１号
   住友不動産六本木グランドタワー９Ｆ
   ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom Ｉ
   （ご来場の際は、末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項

   報告事項　第18期（2021年８月１日から2022年７月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

   決議事項

   第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件
   第２号議案　定款一部変更の件
   第３号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件
   第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約の為、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
◎　当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載しておりません。
　1．株主資本等変動計算書
　2．個別注記表
◎　会計監査人及び監査等委員会が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類並びに当社ウェブサイトに掲載しております株主資本等変動計算書、個別注記表となります。
◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.intloop.com）に掲載させて頂きます。
◎　総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承頂きますようお願い申し上げます。
◎　本総会では、警察官の臨場要請を行っております。

事前質問受付について

本定時株主総会では、事前に当社に対する株主様のご質問やご意見を頂戴し、ご回答を予定しております。詳細は、以下をご確認ください。

・ご質問やご意見のご連絡方法：e-mail or 当社HP
　e-mail: ir@intloop.com
　当社HP: https://www.intloop.com/ir/inquiry/

・事前質問の受付期限 **2022年10月23日（日曜日）**

・頂戴したご質問やご意見は、可能な範囲で回答する所存ですが、全てにお答えできない場合も想定されます。予めご了承の程、何卒よろしくお願い致します。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2022年10月28日（金曜日） 午前10時

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年10月27日（木曜日） 午後７時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年10月27日（木曜日） 午後７時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2022年10月27日（木曜日）午後７時まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は１回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

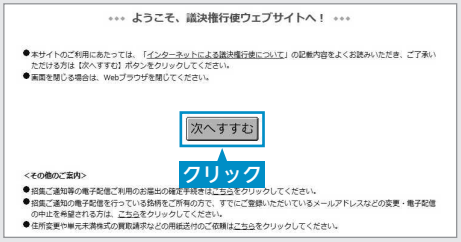
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　受付時間：9：00～21：00

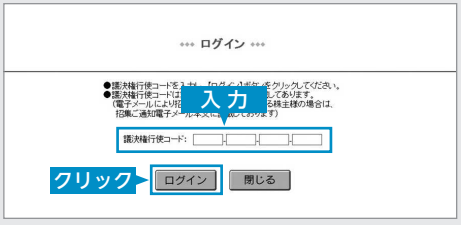
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



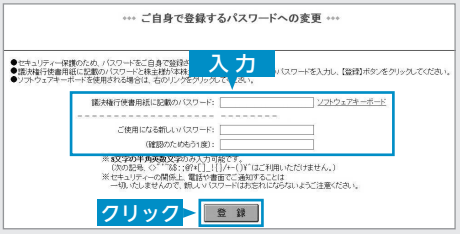
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「登録」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保する事を目的として、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金及び資本準備金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

１．資本金の額の減少

（１）減少する資本金の額

当社の資本金の額 1,016,000,000円のうち 916,000,000円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円と致したいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本金の額は変動する可能性がございます。

（２）資本金の額の減少が効力を発生する日

2022年12月１日を予定しております。

２．資本準備金の額の減少

（１）減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額 966,000,000円のうち 966,000,000円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を０円と致したいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本準備金の額は変動する可能性がございます。

（２）資本準備金の額の減少が効力を発生する日

2022年12月１日を予定しております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行された事に伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入される事となりますので、次の通り定款を変更するものであります。

（１）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定める事が義務付けられる事から、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

（２）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定する事が出来るようにする為、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

（３）株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となる為、これを削除するものであります。

（４）上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

定款変更内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

<新設>	（株主総会参考書類等の電子提供措置） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
<新設>	附則 第１条　2022年9月1日から６か月を経過した日、もしくは同年９月１日から６か月以内に開催する最後の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 ２　本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第３号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件

監査等委員でない取締役（以下、本議案において「取締役」）２名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りです。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数
1	再任 林（ハヤシ）　博文（ヒロフミ）	男性	代表取締役	16回／16回（100%）	17年
2	再任 内野（ウチノ）　権（チカラ）	男性	取締役　管理本部長	16回／16回（100%）	３年



候補者番号 1 林（ハヤシ） 博文（ヒロ フミ）（1972年７月11日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4 月　アンダーセンコンサルティング㈱（現アクセンチュア㈱）入社
2000年 3 月　カタログシティジャパン㈱入社
2001年 2 月　アクセンチュア㈱入社
2005年 2 月　当社設立、代表取締役（現任）
2005年 7 月　IT BPO㈱（現㈱モンスターラボ）設立、取締役
2018年11月　KSM㈱設立、代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたるIT分野及びコンサルティング分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。また、当社創業以来代表取締役として経営を担っております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担う事が期待される為、取締役候補者としました。

取締役会への出席状況（2021年度）
16回／16回（100％）

取締役在任年数
17年（本株主総会終結時）

所有する当社株式の数
3,411,600株



候補者番号 2 内野（ウチ ノ） 権（チカラ）（1972年６月１日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4 月　アンダーセンコンサルティング㈱（現アクセンチュア㈱）入社
2004年 7 月　㈱アミューズキャピタル入社
2005年 3 月　㈱フィールプラス（現㈱マーベラス）、取締役
2005年 6 月　㈱キャビア（現㈱マーベラス）、取締役
2006年 4 月　㈱キャビア（現㈱マーベラス）、代表取締役
2006年 4 月　㈱AQインタラクティブ（現㈱マーベラス）、執行役員
2011年 8 月　アクセンチュア㈱入社、パートナー
2017年 3 月　当社入社、管理本部長
2019年 1 月　当社取締役管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたる様々な分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担う事が期待される為、取締役候補者としました。

取締役会への出席状況（2021年度）
16回／16回（100％）

取締役在任年数
3年（本株主総会終結時）

所有する当社株式の数
0株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補する事としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められる事となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 代表取締役林博文の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるKSM株式会社が所有する株式数を含んでおります。
4. 代表取締役林博文は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

（ご参考）取締役会の構成（本総会において各候補者が選任された場合）

						
	氏名	林博文	内野権	川端章夫	小山史夫	下稲葉耕治
属性	独立社外取締役			●	●	●
スキル	企業経営	●	●	●	●	●
	営業・マーケティング	●			●	
	コンサルティング	●	●	●	●	●
	海外事業・グローバル	●		●	●	
	財務／会計	●	●		●	●
	法務・コンプライアンス		●	●		●
	人事労務・人材開発・HR		●			●
	IT・DX	●	●	●	●	●

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

なお、候補者につきましては、過半数を社外委員で構成する監査等委員会の審議を経た上で取締役会にて決定しております。

また、この選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消す事が出来るものとさせて頂きます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏　名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数
スミ　ヨシ　エ　リ　コ 住吉恵理子	女 性　総務財務部長	―	―

スミ　ヨシ　エ　リ　コ
住吉恵理子（1978年６月17日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 ４月　キャプラン㈱入社（シーアイ繊維サービス㈱配属）
2002年 ４月　シーアイ繊維サービス㈱入社
2006年11月　当社入社
2014年 ４月　当社総務財務部長

重要な兼職の状況
該当ありません。

取締役候補者とした理由
長年にわたる経理財務部門での経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社入社後は、管理体制の整備やコンプライアンスの強化に尽力して参りました。
これらの経験から、実効性の高い監査が出来ると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者と致しました。

所有する当社株式の数　0株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 住吉恵理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる損害及び費用を当該保険契約により填補する事としております。住吉恵理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれる事となります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和される一方、新たな変異株による感染拡大が加速し、さらにはウクライナ情勢の長期化や物価の高騰、各国における金融政策の引き締めなど、先行きに対する不透明感は強まりつつあります。

この様な状況の中、当社は需要の高いIT人材市場に向け、優秀な社内人材と登録者数２万７千人（2022年７月末時点）となる高度なフリーランスを活かした営業活動により、堅調に業績を推移させる事が出来ました。

一方で、新たな事業拡大に向けた活動では、業績への貢献は未だ僅少となりますが、転職支援サービス「High Performer Career」、「テクストキャリア」やマーケティング人材を活用したサービス「バチグマ」も大きな成長を継続する事が出来ました。

上記の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高13,120,534千円（前年同期比41.9%増）、営業利益793,107千円（前年同期比97.6%増）、経常利益772,308千円（前年同期比84.3%増）、当期純利益517,339千円（前年同期比51.3%増）となりました。

なお、当社はプロフェッショナル人材ソリューション＆コンサルティング事業の単一セグメントである為、セグメント別の記載を省略しております。

当期（2022年７月期）決算ポイント

- コンサルティング及びITエンジニアの稼働が増加したことにより、売上高は前期比41.9%増と伸長し、過去最高の131億円を計上することが出来ました
- 当期純利益は、前期比で51.3%増加し、同様に過去最高の５億円を計上
- 主な資金使途を広告宣伝費及び採用費とした上場資金の調達により、純資産は30億円となり、経営の安全性指標が大幅に向上し、事業運営の基盤を構築する事が出来ました

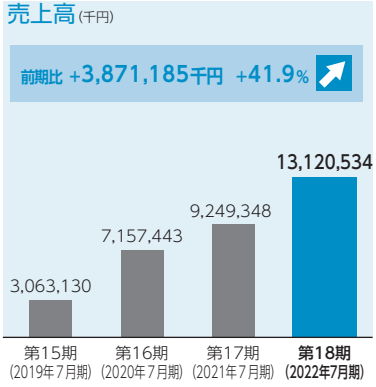
単位：千円

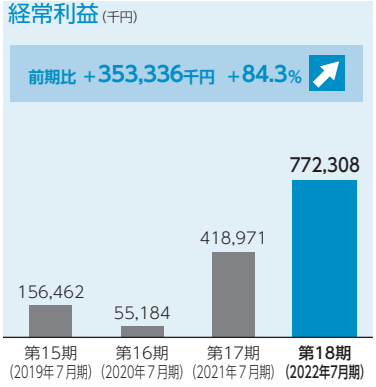
	2021年７月期 実績	2022年７月期 実績	前期比 (金額)	前期比 (増減率)	
売上高	9,249,348	13,120,534	3,871,185	41.9	↗
経常利益	418,971	772,308	353,336	84.3	↗
当期純利益	341,947	517,339	175,391	51.3	↗
総資産	3,000,079	5,982,073	2,981,993	99.4	↗
純資産	608,334	3,066,807	2,458,472	404.1	↗

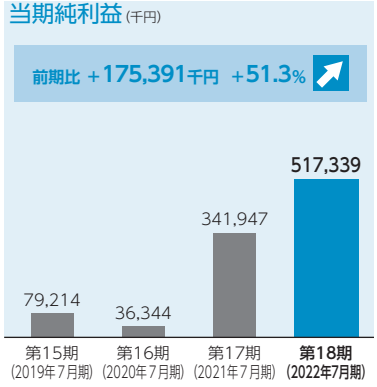
業績ハイライト

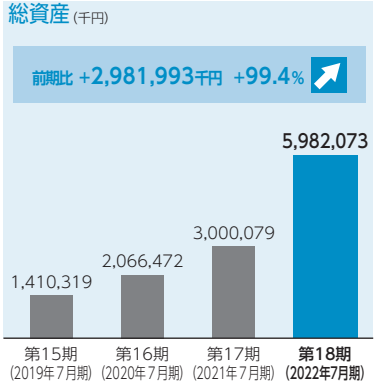
■ 売上・利益ともに過去最高を更新し、10期連続の増収を達成

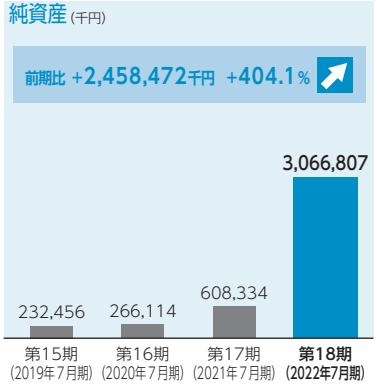
■ 上場による調達資金により、中長期的な成長投資基盤を醸成











(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は8,082千円であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、プロフェッショナル人材ソリューション＆コンサルティング事業の単一セグメントである為、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

2022年７月8日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額1,932,000千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第15期 2019年７月期 (半期決算)	第16期 2020年７月期	第17期 2021年７月期	第18期 (当事業年度) 2022年７月期
売上高（千円）	3,063,130	7,157,443	9,249,348	13,120,534
経常利益（千円）	156,462	55,184	418,971	772,308
当期純利益（千円）	79,214	36,344	341,947	517,339
１株当たり当期純利益（円）	396,074.19	9.09	85.49	128.02
総資産（千円）	1,410,319	2,066,472	3,000,079	5,982,073
純資産（千円）	232,456	266,114	608,334	3,066,807
１株当たり純資産額（円）	1,162,281.43	66.53	152.02	666.64

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第15期は決算期変更により2019年２月１日から2019年７月31日までの６ヶ月間となっております。

3. 当社は、2020年12月22日付で普通株式１株につき2,000株、2022年５月９日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社は、安定した堅実な成長をする為に、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んで参ります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社のコンサルティングサービスは知識集約ビジネスであり、コンサルタントのサービスレベルが成長の鍵となります。当社は、業界やサービス領域に特化せず、顧客のニーズに応えた実現性のあるサービスの提供が出来る点を特徴と考えております。一方で、コンサルティング業界においては優秀な人材の争奪が激化しております。当社は、既存のコンサルティングサービスのみならず、デジタルトランスフォーメーション（DX）の支援とともに、人材ソリューション、教育事業、メディア事業などの新規事業を積極的に行う事業会社としての魅力を伝える事により、新卒採用も含めた積極的な採用を継続的に進めて参ります。

② 登録プロフェッショナル人材の確保

当社のプロフェッショナル人材ソリューションサービスの事業拡大においては、プロフェッショナル人材としてのフリーランスの確保が重要です。Webマーケティングのみならず様々な広告等を取り入れ、これまでのコンサルタントのみならず、あらゆる領域のフリーランスの集客を行いつつ、フリーランスの福利厚生面のサービス紹介など、ファンとなってもらう施策を継続的に実施します。

また、当社スタッフのキャリアカウンセリングの能力を高める事によって、転職支援も含めた多様性のあるキャリア支援を実施し、登録者と当社スタッフとの信頼関係を築きます。

③ 情報管理体制の強化

当社は、当社に登録のあるプロフェッショナル人材の方々の氏名、生年月日、性別、住所、経歴等の個人情報を取り扱っています。当社はその個人情報保護の重要性について認識した上で、情報管理体制を継続的に強化していく事が重要だと考えております。現在も個人情報保護法を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証の取得、個人情報保護規程に則ったルールの整備等、情報の保護及び適切な管理に努めておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行って参ります。

④　認知度の向上
今後も高い成長性を維持していく為に、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んで参ります。

⑤　新規事業の展開
「企業も人間も周りの支えがなければ存在しえない」という企業理念の実現の為、既存事業はもちろん、新規事業にも積極的な投資を行って参ります。直近では、Webサービスを軸に、事業領域を拡大させる事で、新規顧客の獲得とともに営業利益及び営業利益率の向上を図って参ります。

(6) 主要な事業内容
事業戦略・業務改革コンサルティング、ITコンサルティング、プロジェクトマネジメント支援、フリーコンサルタント・エンジニア派遣・人材紹介、新規事業開発・営業推進支援、海外進出・販路開拓支援

(7) 主要な営業所及び支店
本社　　東京都港区赤坂２丁目９番11号

(8) 重要な子会社の状況
関連会社として、以下の通りとなっております。

名称	所在地	主要な事業内容	議決権割合
ACP株式会社	日本	アクセンチュア向け調達支援目的の有限責任事業組合の各種事務	35%

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
287名	94名増

(10) 主要な借入先の状況（2022年７月31日現在）

借入先		借入額
㈱商工組合中央金庫	(千円)	379,060
㈱りそな銀行	(千円)	151,205
㈱日本政策金融公庫	(千円)	123,800
㈱三井住友銀行	(千円)	85,518
㈱常陽銀行	(千円)	13,600
㈱足利銀行	(千円)	11,108

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式の状況

（1）発行可能株式総数　16,000,000株

（2）発行済株式の総数　4,600,000株

（3）株主数　2,617名

（4）大株主（10名）

株　主　名	持株数	持株比率
林　博文	2,411,600株	52.42%
ＫＳＭ株式会社	1,000,000株	21.73%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	62,400株	1.35%
ＧＯＬＤＭＡＮ　ＳＡＣＨＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ	56,923株	1.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,600株	1.12%
株式会社ＳＢＩ証券	47,400株	1.03%
楽天証券株式会社	37,900株	0.82%
野村信託銀行株式会社（投信口）	20,000株	0.43%
西原　良三	20,000株	0.43%
臼井　浩	19,900株	0.43%

3. 会社の新株予約権に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2021年１月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額

払込を要しない。

② 新株予約権の行使価額

１個につき367円

③ 新株予約権の行使条件

・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、ならびに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後６ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権の行使期間 2023年１月26日から2031年１月25日まで

⑤ 当社役員の保有状況

氏　　名	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,500個	普通株式　15,000株	1名

4. 会社役員の状況

（1）取締役の状況（2022年７月31日現在）

氏　　名	地位・担当	重要な兼職の状況
林　　博　文	代表取締役	該当事項はありません。
内　野　　権	取締役　管理本部長	該当事項はありません。
川　端　章　夫	取締役（監査等委員）	該当事項はありません。
小　山　史　夫	取締役（監査等委員）	該当事項はありません。
下稲葉　耕　治	取締役（監査等委員）	該当事項はありません。

（注）1. 取締役川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員の小山史夫氏、下稲葉耕治氏は、それぞれ事業会社、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員が経営における適法性、妥当性及び効率性について継続的・実効的な検証が出来るよう、内部統制システム監査及び往査等、日常的な監査業務を行うとともに、経営会議等の業務執行に関する重要な社内会議に出席し、監査等委員会全体としての高度な情報収集力や内部監査部門との円滑な連携を担保する為、川端章夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 当社は、監査等委員全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにする為、当該被保険者が法令違反の行為である事を認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の監査等委員を除く取締役の報酬総額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額200百万円の限度内として、決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は２名（うち、社外取締役は０名）です。

個別報酬は、取締役会にて定めた「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」のもと、月例の固定金銭報酬のみとし、業界水準等の一般統計情報等を総合的に勘案して、取締役の職責、各期の業績、貢献度、在任年数等に応じた支給額としております。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額36百万円の限度内として、常勤・非常勤による関与度等、当社の期待する役割・職務、当該監査等委員の有する専門性や知見を踏まえた上で、監査役協会から例年公表される監査等委員の報酬に関するデータも参考とし、監査等委員会の決議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は３名）です。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合している事や、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されている事を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬の内容

区　　分	支給人数	支　給　額
取　締　役 （監査等委員を除く）	２人	65,700千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	３人 （３）	3,600千円 (3,600)
監　査　役 （うち社外監査役）	３人 （３）	1,200千円 (1,200)
合　　計	５人	70,500千円

（注）当社は、2021年10月28日より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	川　端　章　夫	当事業年度において、取締役会は16回、監査役会及び監査等委員会は12回開催され、全ての取締役会、監査役会及び監査等委員会に出席しています。 取締役会と監査役会及び監査等委員会のいずれにおいても、事業会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営に関する留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。
取締役（監査等委員）	小　山　史　夫	当事業年度において、取締役会は16回、監査役会及び監査等委員会は12回開催され、全ての取締役会、監査役会及び監査等委員会に出席しています。 取締役会と監査役会及び監査等委員会のいずれにおいても、コンサルティング会社での決算早期化等のガバナンス改革やグローバル戦略立案等に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。
取締役（監査等委員）	下稲葉　耕　治	当事業年度において、取締役会は16回、監査役会及び監査等委員会は12回開催され、全ての取締役会、監査役会及び監査等委員会に出席しています。 取締役会と監査役会及び監査等委員会のいずれにおいても、IT業界や法務及び会計分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。

（注）当社は、2021年10月28日より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,850 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,850 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を実施した上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当する事などにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じる事が合理的に予想される時は、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任致します。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断した時、又は会計監査人を交代する事により当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断した時は、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出致します。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、内部統制システム基本方針を定めております。

取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び当社の企業理念を遵守することを企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底しております。

b.取締役会は、取締役会規程に基づき、これを定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督しております。

c.取締役会は、取締役会規程、職務権限規程及びその他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び使用人は法令、定款及び当社規程に従い、業務を執行しております。

d.監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

e.内部監査室は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役に報告しております。

f.コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「リスク・コンプライアンス規程」を定め周知徹底を図るとともに、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。

g.法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備しております。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないこと等について「内部通報規程」にて明文化し、適正に対応することとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書(電磁的記録を含む。)として記録し、「文書管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理する体制としております。
③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社においては、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。
④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社においては、原則として毎月１回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。
　また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。
⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社には現在子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。なお、当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。
⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。
　なお、当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保することとしております。

⑦取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.監査等委員は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

b.重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

c.監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

⑨財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

⑩反社会的勢力との関係を遮断するための体制

a.当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)との関係を一切遮断しております。

b.当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。

・反社会的勢力対応部署の設置
・外部専門機関との連携体制の確立
・「反社会的勢力等排除規程」等の社内規程の制定
・暴力団排除条項の導入
・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として加入
・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入

・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システム基本方針に基づき、適切な運営を行っております。

この実効性は、定期的に内部監査室が評価し、結果を代表取締役に報告し、会計監査人、監査等委員会及び内部監査室による三様監査を定期的に開催し、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを図っております。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 5,670,902】	【流動負債】	【 2,511,709】
現金及び預金	3,997,792	買掛金	1,304,917
売掛金	1,609,789	短期借入金	215,000
仕掛品	640	1年内返済予定の長期借入金	146,528
前渡金	14,460	未払金	211,325
前払費用	37,066	未払費用	149,908
その他	13,251	未払法人税等	213,790
貸倒引当金	△2,098	前受金	6,650
【固定資産】	311,170	預り金	96,405
(有形固定資産)	(73,481)	賞与引当金	47,085
建物	49,262	その他	120,097
工具、器具及び備品	47,401	【固定負債】	【 403,556】
その他	4,239	長期借入金	402,763
減価償却累計額	△27,420	その他	793
(投資その他の資産)	(237,688)	負債の部計	2,915,265
投資有価証券	124,440	純資産の部	
関係会社株式	3,850	【株主資本】	【 3,066,535】
出資金	1,510	[資本金]	[1,016,000]
長期前払費用	1,969	[資本剰余金]	966,000
繰延税金資産	26,632	資本準備金	966,000
敷金及び保証金	79,286	[利益剰余金]	[1,084,535]
		(その他利益剰余金)	(1,084,535)
		繰越利益剰余金	1,084,535
		【新株予約権】	【 272】
		純資産の部計	3,066,807
資産の部計	5,982,073	負債・純資産の部計	5,982,073

損　益　計　算　書

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
【売上高】			
売上高			13,120,534
【売上原価】			
売上原価			10,062,362
	売上総利益		3,058,172
【販売費及び一般管理費】			2,265,065
	営業利益		793,107
【営業外収益】			
受取利息		18	
助成金収入		7,182	
その他		1,526	8,727
【営業外費用】			
支払利息		3,094	
上場関連費用		25,109	
投資事業組合運用損		772	
その他		550	29,526
	経常利益		772,308
【特別損失】			
固定資産売却損		439	439
	税引前当期純利益		771,868
法人税、住民税及び事業税		250,879	
法人税等調整額		3,649	254,528
	当期純利益		517,339

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年９月27日

ＩＮＴＬＯＯＰ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　川　克　明　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　篠　田　友　彦　　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＩＮＴＬＯＯＰ株式会社の2021年８月１日から2022年７月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年８月１日から2022年７月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(１)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

② 取締役職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(２) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年９月27日

ＩＮＴＬＯＯＰ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）川　端　章　夫　㊞

監査等委員（社外取締役）小　山　史　夫　㊞

監査等委員（社外取締役）下稲葉　耕　治　㊞

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー９Ｆ
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom Ⅰ



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」５番出口より徒歩６分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩８分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」４ｂ出口より徒歩10分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。